

《東北電力記者会、宮城県政記者会、山形県政記者会》

令和4年12月13日

国土交通省東北運輸局

山形県A地区のタクシー運賃改定

～要請率7割に到達し「改定要否の判断」を行います。～

今般、令和4年12月12日付で「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準」が改正されたことに伴い、同地域における法人タクシー事業者の保有する車両の7割以上の事業者からタクシー運賃改定の要請があった場合、3ヶ月を待たずに運賃改定要否の判断を実施することになりました。

令和4年9月26日に山形県A地区のタクシー事業者から最初のタクシー運賃改定要請が提出され、その後、同地域における法人タクシー事業者から保有する車両の7割以上のタクシー運賃改定要請がありましたので、東北運輸局では運賃改定要否の判断を行うこととなりましたのでお知らせします。

なお、受付期間末（令和4年12月26日）までは 要請を受け付けております。

記

1. 運賃改定要請受付期間

令和4年9月26日 ～ 令和4年12月26日

2. 運賃改定要請状況（令和4年12月12日時点）

(1) 要請事業者数

7社（山形県A地区 法人事業者数 17社）

(2) 要請事業者車両数

348両（山形県A地区 法人車両数 485両）

(3) 要請率

71.75%（山形県A地区）

3. 運賃改定要請の内容

| | | | | |
|------|-----|-----|-------------|-----------|
| (要請) | 普通車 | 初乗り | 1. 2km | 650円～700円 |
| | | 加算 | 218m～250mごと | 100円 |

※現行の車種区分「小型車」「中型車」を統合して「普通車」区分とする。

| | | | | |
|------|-----|-----|----------|------|
| (現行) | 小型車 | 初乗り | 1. 5kmまで | 700円 |
| | | 加算 | 272mごと | 90円 |
| | 中型車 | 初乗り | 1. 5kmまで | 710円 |
| | | 加算 | 216mごと | 90円 |

4. 運賃適用地域

山形県A地区（山形交通圏）：山形市、上山市、天童市、東村山郡山辺町の区域

| | | |
|--------|-------------|---------------|
| 問い合わせ先 | 東北運輸局自動車交通部 | 旅客第二課 |
| | 担当者 | ：庄司、本間 |
| | 電話 | ：022-791-7530 |